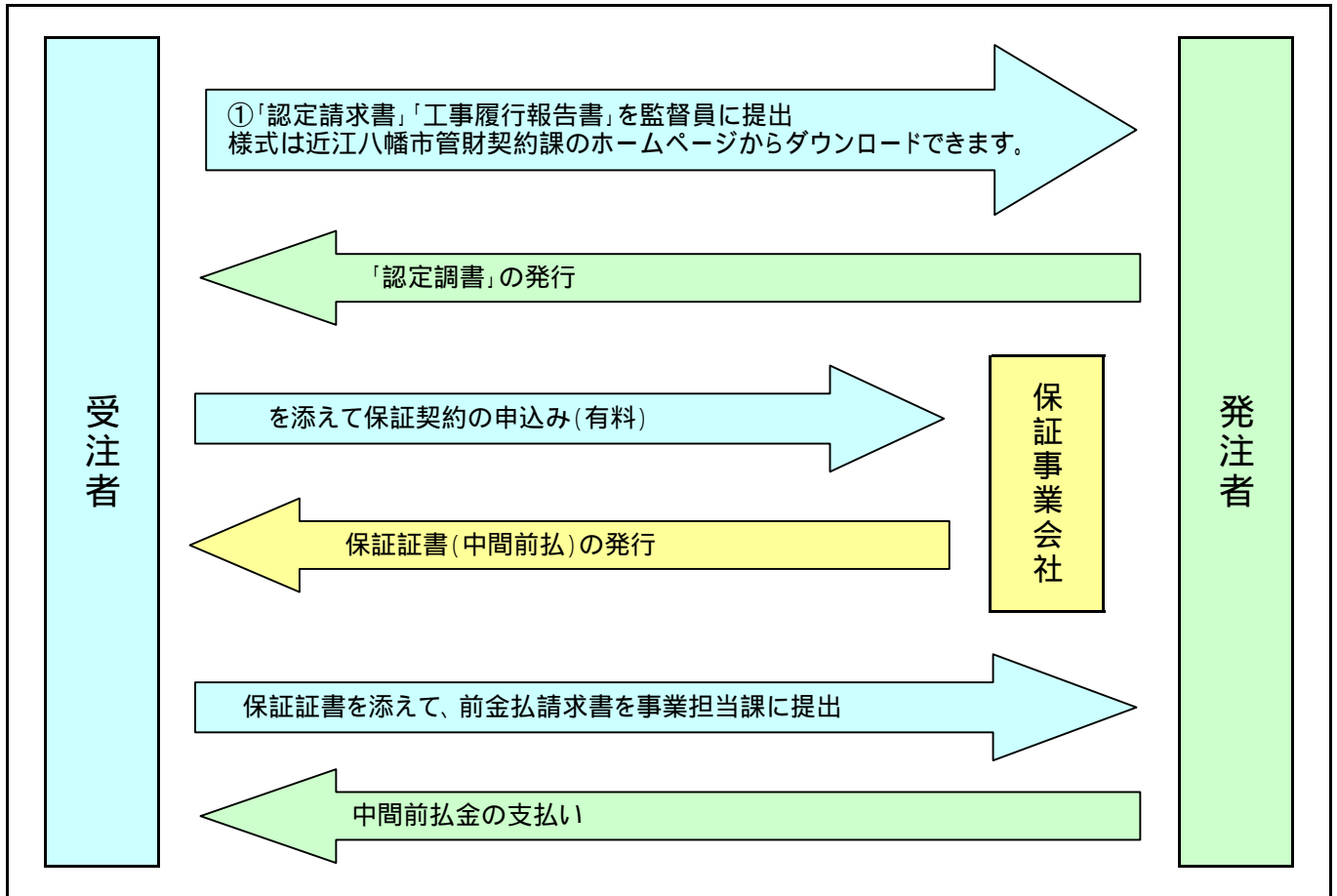


【手続きの流れ】



補足事項

① 認定の条件

- 1) 前金払を受けていること。
- 2) 部分払を受けていないこと。
- 3) 工期の2分の1を経過していること。
- 4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。
- 5) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

概ね、認定請求書が提出されてから1週間以内に発行します。

交付された「認定調書」を添えて保証事業会社へ申し込みください。

保証事業会社より中間前払金の保証証書が交付されます。

事業担当課へ中間前払金の保証証書を添えて請求書を提出してください。

前払金専用口座へ中間前払金の支払いを行います。

問い合わせ先
近江八幡市総務部
管財契約課 契約検査グループ
〒523-8501 近江八幡市桜宮町236
TEL:0748-36-5557 FAX:0748-32-3237